

**「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2020年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
1	保険会社における監査報告の署名(自署)手続きの緩和	保険会社における会計監査人や監査役等が作成する監査報告について、会社法とのイコールフットイングの観点から、会計監査人や監査役等の記名押印や電子署名による手続きを認めて欲しい。	・保険会社については、保険業法施行規則第17条の7第1項の規定に基づき、別紙様式第1号から第1号の8に監査報告のひな型が定められており、いずれの書式も会計監査人や監査役等が署名(自署)押印することになっている。 ・一方、現行の会社法では自署の義務はなくなっていることに加えて、電磁的記録をもって作成する場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をすることが認められている。 ・特に監査役会をWebや電話会議等の非対面で開催する際には、署名(自署)の取り付けに時間を要するため、書面規制、押印・対面規制の見直しの観点から、従来の署名(自署)押印手続きに加え、記名押印や電子署名による手続きを認めて頂くよう要望するもの。	②省令が根拠	保険業法施行規則第17条の7、別紙様式第1号～別紙様式第1号の8	金融庁
2	保険会社における連結決算状況表の記載の簡素化	保険会社は、年度末決算対応の一環として年に一度「連結決算状況表」を金融庁に提出しているが、提出に当たり非効率な作業が生じていることから、以下の簡素化を要望する。 ①本表の「事業区分」について、「損害保険」「生命保険」「再保険」のいずれかの選択が必要となるが、このうち保険会社を子会社とする際の認可申請・届出時に保険業法第106条第1項第8号に該当する「保険業を行う外国の会社」として届出を行った会社については、「保険業を行う外国の会社」として報告できるようにする。 ②本表の「海外子会社等が支店展開している場合における国別の支店数」について、記載削除する。	①海外の保険会社については、一律で保険業法第106条第1項第8号に該当する「保険業を行う外国の会社」として認可申請/届出を行っており、それ以上の細分化を行っていないため、区分の選択に確認ロードが生じる。 ②海外子会社の国別支店数については、極めて小規模な出張所を含めて確認を行うために一定の確認ロードが生じているが、監督上把握しておく必要性が低いと考えられるため。	①法律・政令が根拠	保険業法第271条の27第1項	金融庁
3	保険会社の子会社の本店所在地変更に係る届出の簡素化	保険会社の子会社が本店の所在地を変更する場合、金融庁への事後届出が必要となるが、当該届出書の「変更に係る費用」については、確認ロードが大きいことから、記載不要を要望する。	・本店所在地の変更には一定の費用が発生するケースが多いが、保険会社の財務に大きな影響を与えるほどの費用が発生することは考えにくく、監督上把握しておく必要性が低いと考えられるため。 ・なお、参考情報として、保険持株会社がその子会社の本店所在地の変更の届出を行う場合には、変更に係る費用については記載不要となっている。	①法律・政令が根拠 ②省令が根拠	保険業法第127条第1項第8号 保険業法施行規則第85条第1項第6号の② 保険会社向けの総合的な監督指針別紙様式36	金融庁
4	保険会社としての届出と保険持株会社としての届出の一本化	保険会社の子会社は、保険業法上、親会社(保険持株会社)の子会社でもあるため、保険会社名義と保険持株会社名義で重複して届出を行なっていることから、同内容の届出を一本化するなどの簡素化を検討頂きたい。	近年特に海外子会社の数が増え、保険会社の事務負担が大きくなっている。現状、保険持株会社と保険会社の子会社にかかる届出の中には保険業法の該当条文が異なる他は全く同じ内容の届出書を2通作成しているものもある。事業者の行政手続きコストの削減に資するだけでなく、届出遅れや漏れの防止にもつながることから、一つの届出で内容の把握が可能な事項については、他方の届出を不要とする、もしくは一方からの届出が他方の届出を兼ねる書式などの対応を検討いただきたい。 (※)具体的な項目として「子会社の新規保有」「子会社でなくなった場合」「担保の実行・株式の転換等により他の会社を子会社とした場合」「名称変更」「本店所在地変更」「合併・解散・業務の全部廃止」。	①法律・政令が根拠 ②省令が根拠	保険業法第127条第1項第8号、第271条の32第2項第4号乃至第8号	金融庁
5	保険業法施行規則による法定開示事項の見直し	保険業法施行規則別表(第五十九条の二第一項第三号八関係(損害保険会社))の法定開示事項を見直していただきたい。特に「出再を行った再保険者の数」や「出再保険料の上位5社の割合」は削除を検討いただきたい。	一般消費者の観点に立つと、再保険信用リスクに関する情報として、「出再を行った再保険者の数」や「出再保険料の上位5社の割合」はやや解釈しにくい情報であり、別途定めている「出再保険料の格付ごとの割合」や「未収再保険金の額」で必要十分と考えるため。様々な決算上の調整を踏まえて、集計を行う必要があり、保険会社にとっても事務負担が大きい。	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則別表(第五十九条の二第一項第三号八関係(損害保険会社))	金融庁
6	ディスクロージャー誌における開示項目の省略又は方法の簡素化	ディスクロージャー誌における法定の開示項目が、有価証券報告書等における開示項目と共通する場合には、①ディスクロージャー誌の当該開示項目の省略、又は、②ディスクロージャー誌に有価証券報告書等の公表資料の参照を付せば足りるとすることを、認めていただきたい。	ディスクロージャー誌の記載内容として、例えば、事業概況・リスク管理体制・財産状況・コーポレートガバナンスの概要など、有価証券報告書等の開示項目と共通するものも多い。 このような共通する開示項目については、ディスクロージャー誌上、省略又は簡素化を行うことで、企業負担の軽減を図ることができる。現在においても、企業は、写真や図表等を用い工夫を凝らして分かりやすい開示に努めているところ、負担軽減がなされれば、より充実した開示努力を行うことが可能になると考えられるため、要望するもの。	②省令が根拠	保険業法第111条 保険業法施行規則第59条の2 金融商品取引法24条 企業内容等の開示に関する内閣府令15条	金融庁

**「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2020年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
7	ソルベンシー・マージン比率の算出に使用する「保険の種類」ごとのリスク係数の細分化	ソルベンシー・マージン比率(SMR)の算出に使用する「保険の種類」ごとのリスク係数における「保険の種類」に「ペット保険」を追加するなど、実態に見合った合理的なリスク係数を採用できるようにしていただきたい。 また、今後導入予定の経済価値ソルベンシー比率(ESR)においても同様。	・近年、ペット保険のマーケットが急激に拡大しており、2019年度の正味収入保険料は704億円(対前年度比28.5%増(損保協会委員会会社の合計))と、他の保険種類に比べ伸びが大きな分野である。 ・SMRの算出は、大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)別表第3記載の「保険の種類」ごとのリスク係数を適用することになるが、ここではペット保険固有のリスク係数が設定されていないため、「その他」のリスク係数を適用している。 ・「その他」のリスク係数は、損害率のボラティリティの大きな企業向け商品等を対象としたものであり、自然災害等の影響を受けづらく損害率のボラティリティが小さいペット保険の商品特性を踏まえたものではない。このことにより、リスク実態と大きく乖離した低いSMRとなっており、不合理な現実的影響(※)が特にペット保険専門会社にとって切実な問題になっている。 ・本件は、ペット保険専門会社が2019年9月に金融行政モニター制度に提言しており、金融庁からは「各種の情勢等の変化を踏まえ、見直すことが適当と判断された場合には、必要な見直しを実施する」、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議で示される方向性も踏まえ、リスク係数の合理性について適切な検討を行う」旨の回答を得ている。また、その後に関催された同有識者会議の報告書でも課題認識されている。 ・現行制度において、ペット保険のリスク実態に見合ったリスク係数の早期導入を要望する。また、今後のESR導入時における検討についても同様である。 (※)例. 会社の健全性について一般消費者に誤解・心配を与えてしまう。資本の有効活用に支障が生じる。	①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠	保険業法第130条 保険業法施行規則第87条 金融監督庁・大蔵省告示第3号(平成11年1月13日) 改正平成23年3月31日 金融庁告示第24号 大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)等	金融庁
8	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、平成28年5月29日より施行されている。法改正に伴い交付が義務付けられる重要事項説明書(クーリング・オフ説明書を含む。)については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されているため、この電磁的方法の多様化を要望する。	業界として改正法を踏まえた実務を行ってきたが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものとする。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ることで、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。 本件は昨年度に続き要望するものであるが、スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、昨事務年度の所管省庁回答(*)に沿って、クーリング・オフ説明書も含め、速やかに対応が行われることを希望する。 (*)保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	①法律・政令が根拠 ②省令が根拠	保険業法第309条 保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	金融庁
9	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く 令和2事務年度金融行政方針(別冊)」の2.(4)②に挙げられている「会計基準の高品質化」のため、IFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。 ・令和2(2020)年6月にIFRS17号が最終化され発効時期が令和5(2023)年に決定したため、これに向けた検討を要望したい。	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	金融庁
10	同一人と信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	同一人と信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。 (*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。	・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口と信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人と信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要な不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、何らかの方法により緩和することを要望するもの。 ・上記の理由から、本件は昨年度、一昨年度に続き要望するもの。	①法律・政令が根拠 ②省令が根拠	保険業法第97条の2第2項、 保険業法施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ	金融庁
11	無人航空機飛行に関する関係手続のオンライン・ワンストップ化の実現	家屋の損害調査のためにドローンを使用する場合、煩雑な事務負担が発生していることから、地震や水害などの広域災害発生後に迅速かつ安定的な損害調査ができるよう、省庁・自治体等横断のオンライン・ワンストップサービス化の実現を要望する。	・無人航空機の飛行にあたっては、飛行場所や飛行方法に応じて多種多様な法令や自治体の条例等を遵守する必要がある。現在、航空法に基づく飛行許可申請については、「DIPS(Drone/UAS Information Platform System、ドローン情報基盤システム)」においてオンラインによる効率的な手続が可能となっているものの、無人航空機を飛行させようとする者はその他関係する法令・条例を網羅的に把握して必要な申請手続を行わなければならない。結果的に、申請者に煩雑な事務負担が発生しており、迅速な損害調査が困難なケースがある。法令・条例ごとに求められる申請事項の中には重複する内容も存在しており、ワンストップ化によるメリットが大きい。 ・そこで、無人航空機の飛行に際して必要な手続を特区等に限らず省庁・自治体等を跨いで一元的に案内・実施できるオンライン・ワンストップサービスについて、地域・組織間を横断してデジタル・ガバメントを断行できる中央政府が推進し実現すべきである。 ・本サービスが実現することで災害直後の迅速な調査が可能となり、早期に被災者の安心と安全が確保できると考える。	①法律・政令が根拠	航空法第132条、第132条の2 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第9条 河川法第29条 道路交通法第77条 自然公園法第20条、第21条、第22条 港湾法第12条 等	国土交通省 内閣府 警察庁 総務省

**「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2020年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
12	第三者に軽自動車検査ファイル(自動車検査証の記載内容)を公開する制度の創設	軽自動車は法令上、登録自動車とは異なり、第三者に自動車検査証の記載内容を公開する制度がないため、保険会社が被保険者に保険金支払をする際、の確認手続きに登録自動車と比べて時間を要しており、とりわけ自然災害発生時には迅速な保険金支払の妨げとなる事例が発生している。 登録自動車および軽自動車における情報公開制度のイコールフットイングの観点より、保険会社等の事業者が低廉かつ容易に検査ファイルの情報を確認・利用できる制度の創設を要望する。	・自動車保険の保険金支払実務において、集中豪雨等により自動車が冠水し全損となる事故が発生した場合、保険会社が被保険者に保険金を支払う前に、車両の引き上げ・名義変更の手続きが必要となる。 ・保険会社は、上記手続きの中で、全損した車両の現車確認のため、自動車の分類に応じて「登録事項等証明書」または「検査記録事項等証明書」の記載内容を確認している。 ・軽自動車は、道路運送車両法(以下、車両法)に基づく登録自動車に該当しないため、「登録事項等証明書」の交付を請求することができない。代替として、車両法第七十二条の三に基づき「検査記録事項等証明書」の交付を請求することが可能だが、請求者は軽自動車の所有者に限られており、第三者が請求することができない。 ・車両法の中では軽自動車検査ファイルを公開する制度がないため、個別の照会等に対しては個人情報保護法に基づいた取扱いが必要となるが、同法第二十三条では保有個人データを第三者へ提供することは原則禁止されており、原則本人の同意無く保有個人データを提供することが出来ない。 ・上記法令に基づき、保険会社は車両所有者本人に手続きを依頼するが、登録自動車と比較して、書類の取付けに時間を要することから、特に自然災害発生時には迅速な保険金支払の妨げになっている(登録自動車所有者と比較すると保険金支払が遅くなる分、不利益を被っている)ため、軽自動車においても第三者が検査ファイルの情報を低廉かつ容易に確認・利用できる共通の仕組みを構築すべきである。	①法律・政令が根拠	道路運送車両法第二章 自動車の登録等 道路運送車両法第二十二 条 登録事項等証明書等 道路運送車両法第七十二 条の三証明書の交付 個人情報の保護に関する 法律第二十三条 第三者 提供の制限	国土交通省
13	資格喪失年齢引上げ時の企業型DCの60歳超における引出し要件の緩和	資格喪失年齢を60歳超に引き上げた事業所においても、加入者が60歳以上で受給開始可能年齢に達すれば受給を可能とする。	・現在企業型DCで資格喪失年齢を引き上げると、加入者である間は受給開始可能年齢に達しているにも関わらず受給することは出来ない。 ・このため、例えばある企業で資格喪失年齢を60歳から65歳に引上げる場合、60歳からの受給開始可能年齢の要件を満たし(あるいは満たす予定の)60歳からの受給を希望する者がいる場合は、この加入者の希望を容れて資格喪失年齢の引上げを断念するか、あるいはこの加入者の60歳からの受給を断念させ(受給は65歳からとさせて)、資格喪失年齢の引上げを行うこととなる。 ・こうしたことから、現状65歳への資格喪失年齢の引上げを躊躇する企業も多い。 ・なお、2022年施行の法改正により企業型の資格喪失年齢の引上げが70歳未満となるが、この改正においても上記と同様の問題があり普及促進の制約になると考える。 ・60歳以降の受給開始年齢については各加入者それぞれの老後の経済状況により柔軟に対応できるように、60歳以上で受給開始可能年齢に達した者については、企業型DCの資格喪失年齢の如何に係わらず受給開始を認め、受給後の継続拠出も認めるようにすべきと考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法 第11条、 第15条、第33条	厚生労働省
14	確定拠出年金の申請・届出・報告手続きのペーパーレス化・押印省略	企業型DCの各種手続きのペーパーレス化・押印省略を要望する。 <対象事項> ①「確定拠出年金運営管理機関登録変更の届出」に添付する役員履歴書・誓約書 ②「企業型年金規約変更の承認申請」「同変更の届出」に添付する労使合意書類	・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、ペーパーレス化の取組を進めることによりテレワークを促進し、また業務効率化にもつながるものとする。 ・現在、企業型DCの申請・届出・報告ではe-Gov電子申請が導入されているが、添付書類には押印が必要とされている。 ・①運営管理機関の登録事項変更届出に添付する役員履歴書・誓約書は、現在は個別の書類ごとに法人印を押印することとなっているが、登録事項変更届出とセットで提出するものであり、個別書類への押印は不要であるとする。 ・②企業型年金規約の承認申請・変更届出にあたっては、「特に軽微な変更」以外は労使合意書類(労働組合または過半数代表者の同意書、事業主の証明書)を添付することとなっている。当該事業所の制度変更起因するものでなく、例えば総合型年金規約全体に係る変更であっても労使合意が必要であるが、緊急事態宣言下で出社を抑制している場合においては労使合意書類への押印取り付けは困難である。一方で、労働者保護の観点も重要であるため、企業型DC以外で労使合意や労働者からの意見聴取が要件となっている手続きにおいて今後電子化を検討される際には、企業型DCにおける労使合意手続きにおいても電子化を検討したい。 ・一層のペーパーレス活用を促す観点からは、e-Gov電子申請に加えて、例えば事前登録したメールアドレスからの送信により当該法人からの真正な提出とみなす方法などの拡充についても検討を要望する。	①法律・政令が根拠	①確定拠出年金法 第89 条、第92条 確定拠出年金運営管理機 関に関する命令 第3条、 第5条 ②確定拠出年金法 第5 条、第6条 確定拠出年金法施行規則 第6条、第7条	厚生労働省
15	iDeCoの拠出限度額の統一	iDeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額(月額2.3万円に統一)とする。	・現在厚生労働省にて検討されている企業年金(企業型DC・DB)加入者のiDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、(企業型、DBの有無に関わらず)第2号被保険者全体で月額2.3万円に統一することを要望する。 ・上記により、第1号被保険者は月額6.8万円、第2号および第3号被保険者は月額2.3万円となり、普及促進を行うのに有益と考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第20条、 第69条 確定拠出年金法施行令 第11条、第36条	厚生労働省
16	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第4条、 第19条、第20条、第69条	厚生労働省
17	iDeCoにおける掛金払込方法の多様化	将来のiDeCoの加入申込の電子化を見据え、iDeCoの掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。	iDeCoの掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙帳票が必要となる。手続きのペーパーレス化及び更なる普及促進の実現のためには、払込方法の多様化が必要であるとする。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第70条 確定拠出年金法施行規則 第57条	厚生労働省

**「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2020年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
18	健康保険関連書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業が従業員の雇用・採用・退職等にかかる対応を行うにあたり必要な届出について、書面の場合は押印を不要とするか、電子申請の利便性向上を検討願いたい。</p> <p>【帳票(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険 事業所関係新規・変更届 健康保険 被保険者資格取得届 健康保険 被保険者資格喪失届 健康保険 被保険者報酬月額変更届 健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届 	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p> <p>・上記取組を進めるため、e-Gov・Gビズにおける次の点について、改善を検討願う。</p> <p>【e-Gov、Gビズについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用の電子申請システムでは対応できず、社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する。 添付ファイルのアップロードに時間を要する。 電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。 セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となり、テレワークでの申請手続きができない。等 電子申請は2020年11月より健保組合で対応予定であり、準備中の健保組合もある。一方、Gビズでは、対象様式が限定されており、次の5つの申請が対応予定である。 <p>＜参考＞①資格取得届②資格喪失届③月額算定基礎届④月額変更届⑤賞与支払届 関連書類。</p>	①法律・政令が根拠	健康保険法第48条 等	厚生労働省
19	税務署関連書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業が税務署に提出する次の帳票について、次の対応を検討願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Tax申請時の件数上限を撤廃した仕組みの構築 光ディスク(電子媒体)で提出する際は、社印を省略可とするルールへの変更 <p>【帳票】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払調書 支払調書合計表 (再発行分)源泉徴収票 源泉徴収票合計表 法定調書合計表 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書 住民税 給与支払報告書 	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p> <p>・既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みを設けていただいているが、一回の申請件数に上限があり、利用できない状況である。一方、光ディスク(電子媒体)で提出する場合、併せて送付する書類に社印を押印する必要があり、テレワークで対応できない。</p>	①法律・政令が根拠	<p>・所得税法225～228の4等</p> <p>・国税庁HP 申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)「光ディスク等の規格とレコードの内容及び記録要領について(法定調書)」</p>	国税庁
20	年金関連書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業が年金事務所等に提出する次の帳票について、書面の場合は押印を不要とするか、電子申請の利便性向上を検討願いたい。</p> <p>【帳票(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金 産前産後休業等取得者申出書 厚生年金 産前産後休業取得者変更(終了)届 厚生年金 産前産後休業終了時報酬月額変更届 厚生年金 育児休業等取得者申出書 厚生年金 育児休業等取得者終了届 厚生年金 育児休業等終了時報酬月額変更届 国民年金第3号 被保険者関係届 国民年金第3号 被保険者住所変更届 国民年金第3号 ローマ字氏名届 	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p> <p>・上記取組を進めるため、e-Gov・Gビズにおける次の点について、改善を検討願う。</p> <p>【e-Gov、Gビズについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用の電子申請システムでは対応できず、社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する。 添付ファイルのアップロードに時間を要する。 電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。 セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となりテレワークでの申請手続きができない。等 	③他の制度が根拠	<p>日本年金機構 指定様式</p> <p>ただし、日本年金機構の指定様式の記入例では、代表者の自署であれば社印不要との説明がある。</p>	厚生労働省

**「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2020年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
21	市区町村に提出する書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業・従業員等が各市区町村に提出する次の帳票について、指定様式に社印を押印しての申請から、電子申請ないし押印不要での申請を検討願いたい。</p> <p>A 就労・在籍証明書 B 退職証明書 C 住民票・戸籍謄本交付申出書(個人)</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p> <p>・A 就労・在籍証明書は、市区町村への保育園・学童の申し込みの際に各自治体に提出しているほか、外国人労働者のビザ申請・更新時に入国管理局に提出している。内閣府・厚労省の通知(府子本第357号 子保発0814第1号 R元.8.14、府子本第 559 号 子保発 0808 第1号 H 29.8.8)における標準的様式では社印の押印を求めており、各自治体ではこれに基づき様式を作成している。法令上の規定によるものではなく、既に押印不要としている自治体も存在することから、押印不要と整理願う。</p> <p>・B 退職証明書は、退職後、国民健康保険や国民年金への切り替え時に各自治体に提出しており、提出の際、社印の押印を求められている。退職証明書の発行自体は、労働基準法第22条に定められているが、ここでは社印の押印までは求められていないため、押印不要と整理願う。</p> <p>・C 住民票・戸籍謄本交付申出書(個人)は、法人から住民票取得を申請する場合、各自治体から社印の押印を求められている。各自治体は、総務省通達(H20.12.19通達)に基づき押印を求めているようであり、押印不要と整理願う。</p>	<p>①法律・政令が根拠 ③他の制度が根拠</p>	<p>A 内閣府・厚労省からの通知(府子本第357号 子保発0814第1号 R元.8.14、府子本第 559 号 子保発 0808 第1号 H 29.8.8) B 労働基準法第22条 C 総務省通達(H20.12.19通達)</p>	<p>A 内閣府 B 厚生労働省 C 総務省</p>
22	省庁に提出する書類の押印廃止	<p>子ども・子育て拠出金の省庁への振込通知書(子ども・子育て拠出金銀行振込通知書)は、官民人事交流職員として民間企業から省庁に出向した際、民間企業が事業主として負担する子ども・子育て拠出金の納税額の振込通知を省庁に提出するものである。様式は各省庁指定様式であり、ここに捺印が求められているため、押印不要と整理願う。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。この取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p>	<p>③他の制度が根拠</p>	<p>各省庁指定様式</p>	<p>各省庁</p>